

お客さま各位

ATM1日あたりのご利用限度額について

当金庫では、キャッシュカードの盗難・偽造・変造カード等の被害防止策の一環といたしまして、平成20年12月1日（月）より、「生体認証（指静脈）機能付ICキャッシュカード」の取扱を開始いたしました。

当金庫所定の1日あたりのご利用限度額につきましては、以下のとおりです。

ご利用カード	生体認証機能付ATM	生体認証機能のないATM
生体認証情報登録のICカード	200万円	50万円
ICカード	50万円	50万円
磁気ストライプカード	50万円	50万円

※ 1日あたりのご利用限度額とは、当金庫および他金融機関でのATM等による現金出金・振込・振替およびデビット取引等の合計となります。

※ 磁気カードで、すでにご利用限度額の変更手続きをされたお客さまは、ご指定のご利用限度額となります。

※ 1日あたりのご利用限度額の変更をご希望されるお客さまは、お取引店窓口にて、ご本人確認書類およびお届け印をご持参の上、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

※ 当金庫のATMでは、磁気カード取引のご利用限度額引き下げができます。

◆ 詳しくは、当金庫窓口までお問い合わせください。

本店営業部 0766-67-1020

福町支店 0766-67-0521

中央支店 0766-67-3111

金沢支店 076-251-2135



石動信用金庫